

業務部速報

No. 107

発行 12. 5. 30

JR東労組 業務部

「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」に関する 申19号「**組合案**」実現を求める申し入れ 第4回交渉①

会社から「**検修社員**」の主な教育・訓練内容について資料が提出（第10項）

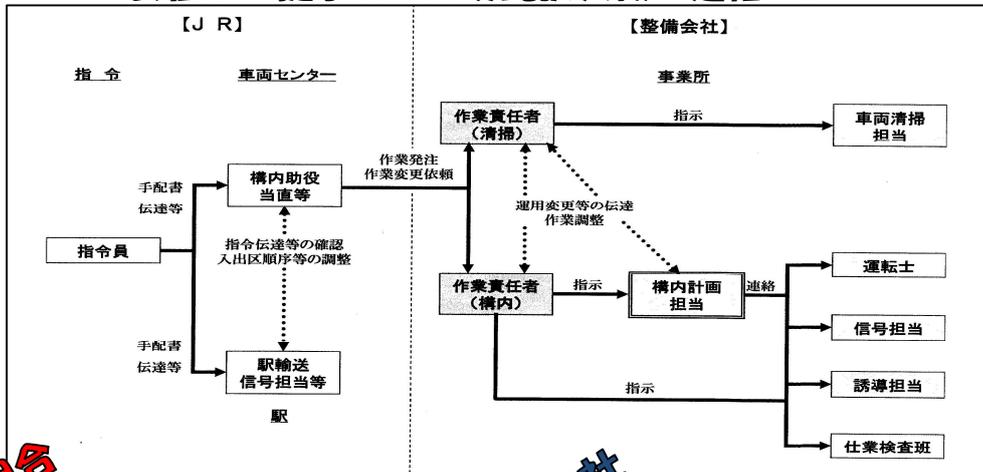
《検修社員の主な教育・訓練内容》

- | | | |
|-----------|--------------|------------------|
| ○安全に係わる項目 | ○車両技術に係わる項目 | ○その他の項目 |
| ・重大事故防止 | ・車両及び車両機器の構造 | ・セキュリティ、コンプライアンス |
| ・労働災害防止 | ・規程、マニュアル | ・支社、区所等方針、計画 等 |
| ・脱線復旧訓練 等 | ・応急処置訓練 等 | |

組合 → 年間の教育時間について、地方交渉の前に提示することを確認！

【第17項】異常時対応など本線に直結する信号、分割・併合業務はJR本体がおこなうこと。

会社から提示された委託拡大後の連絡フロー



異常時にこの体制で行えば、絶対に遅れが増大する！

会社は効率化と列車の遅れの増大のどちらを取るのか？

組合
作業責任者は、構内を熟知した人を配置すべきだ！

会社
誰でもいいとは思っていない。構内を操配できる作業責任者を配置する。

構内を熟知し、操配できる作業責任者を配置することを確認！

【第18項】資材発注はJR本体が行うこと。

組合
明確に業務が分けられない場合は委託すべきでない！
会社が明確な線引きをしないから明らかにならない！

会社
資材の管理はグループ会社に任せ、発注行為や判断は本体が行う。明確に切り分けられないものは委託できない。詳細の線引きについては、地方で議論し整理する。

職場の実態や業務のボリュームを含め地本・支社間で議論することを確認！ その2に続く